

「第40回北中城まつり」及び「令和7年度北中城村青年エイサーまつり」

テナント出店注意事項

1. 飲食物を扱う出店者は保健所の営業許可基準を遵守し、まつり当日は必ず営業許可証（原本）を店舗の見えるやすい位置に提示すること。
2. 申込書類に村内業者及び村民として偽りの申告をした者は、会場からの即時退去を命ずる。
3. 飲食物を扱う出店者は、品質管理に十分気を付け、食品衛生指導員の指示に従うこと。また、テナント内に必ず手洗い用のシンクを設置すること。
4. まつり期間中の出店の管理は、各自で行うこととし、盗難、破損等いかなる損害についても当活性化委員会
は賠償の責任を一切負わないものとする。
5. テントのサイズは3.6m×3.6m以内とし、テント内部については各自で設営する。
※但し、以下の①～③は活性化委員会で準備します。
 - ① テーブル2台、イス4脚
 - ② 飲食出店は、横幕（4方）及びベニヤ板（4面）
 - ③ 物販出店は、横幕（4方）
6. 出店募集期間終了後に出店をキャンセルした事業所、団体はペナルティとして3年間は本村のまつりへの出
店を認めないものとする。ただし、特段の理由があり活性化委員会事務局の承認を受けた場合はこの限りで
ない。
7. 出店の準備、片付け、商品搬入時など、まつり会場内に車両を乗り入れる場合は活性化委員会事務局の指示
に従うこと。
8. 店舗の周辺等は各自で常に清潔にすること。
9. ゴミは各テナントで受け取り、透明の袋にもえるごみ、もえないごみ(カン)、ペットボトル、ビンの4種類に
分別すること。また、ダンボール箱はつぶして小さくし、ヒモでまとめること。集めたゴミは午後8時00
分以降に所定の場所に廃棄してください。※場所はまつり活性化委員会が指示します。
10. 飲食関係の出店者は火気及び油等の取扱いには十分気を付け、地面（芝生）や排水溝にこぼさないよう十分
な対策を行うこと。（各自ポリバケツ等で処理すること。）また、火器を使用するところは必ず消火器を設置
しておくこと。
11. 個別の発電機の設置は認めない。（まつり会場へのガソリン類の持ち込みを禁止する）
12. 生ゴミなど残飯は持ち帰ること。
13. 使用した油は各自で持ち帰って処分し、油の付いたものを洗う場合はペーパータオルなどでよく拭き取っ
てから指定された場所で洗い、トイレの洗い場、水飲み場では絶対に行わないこと。
14. 出店者が施設に破損（芝生を含む）等を与えた場合は、補修に要する費用をすべて負担するものとする。
15. 準備にかかる車両の乗り入れは1テナント1台とし、指定された場所に駐車すること。
16. まつり当日は13時までには開店準備を終え、同時に使用した車両は速やかに会場外へ移動すること。前日の
準備時間に関しては出店者説明会にて伝えるものとする。
17. 設置されたテントの固定具の取り外し、移動、底上げをおこなわないこと。
18. 花火中はテナントの照明を落とすこと。また、その他の事項についてもまつり活性化委員会から指示があつ
た場合は従うこと。
19. 北中城村まつり活性化委員会は県産品使用を推奨いたします。食材、飲料等は可能な限り県産品を使用すること
20. その他出店に関することは活性化委員会事務局の指示に従うこと。